

久居体育館

久居体育館



アリーナ

観覧席



卓球室



会議室



指導員室

所在地	津市久居野村町 8 7 7 - 1
施設内容	<p>○競技場 1, 4 5 7 m²</p> <p>【使用可能種目】バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面、テニス 2 面など</p> <p>○観覧席 2 階観覧席 6 8 8 人</p> <p>○卓球室 1 0 0 m²</p> <p>○会議室 3 0 人</p> <p>○指導員室 1 5 人</p>
使用時間	9 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0
駐車場	2 6 1 台 (久居スポーツ公園と併用)
連絡先 (お問い合わせ先)	<p>(久居体育館事務室)</p> <p>・ TEL 0 5 9 - 2 5 5 - 6 0 8 1</p> <p>・ FAX 0 5 9 - 2 5 5 - 2 6 5 8</p>

久居体育館の利用料金（単位：円）

		時間区分	①	②	③
使用区分			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		20,000	30,000	40,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 500		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
会議室		1,500	1,500	2,000	
指導員室		1,500	1,500	2,000	
卓球室	一般公開日における個人使用	中学生以下	50	50	50
		高校生以上・一般	100	100	100
	回数券 (12回)	中学生以下	500		
		高校生以上・一般	1,000		
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。